

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設において新たなワクチン接種を実施すること等に伴い、使用料の額を改めるとともに、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 予防接種に係る使用料の額を次のとおり改める。

ア 予防接種の追加

施設名	項目	使用料の額
鳥取県立総合療育センター	麻疹・風疹混合	8,050円
	日本脳炎	6,320円
	子宮頸がん	15,500円
	ヒブ	7,630円
	小児用肺炎球菌	10,040円

イ 使用料の額の改正

施設名	項目	改正後	現行
鳥取県立総合療育センター	インフルエンザ	3,850円	3,730円
	三種混合	4,480円	4,160円
	おたふく風邪	5,220円	5,420円
	風疹	5,840円	5,420円
鳥取県立鳥取療育園	インフルエンザ	3,850円	3,730円

(2) 児童福祉法、障害者自立支援法、児童福祉法施行令及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における看護教員の確保を図るとともに、奨学金を受けた者に助産に関する専門知識を修得する機会を与えるため、看護職員修学資金等の返還に係る債務の履行猶予の条件を拡大する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 看護職員修学資金の返還に係る債務の履行猶予の条件に、看護職員養成施設で看護教員の業務に従事しているときを加える。

(2) 看護職員奨学金の返還に係る債務の履行猶予の条件に、倉吉総合看護専門学校助産学科に在学しているときを加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。